

愛川町教育委員会

平成20年12月22日

愛川町教育委員会 12月定例会会議録

- 1 会議日程 平成20年12月22日（月）
午後2時45分から午後4時26分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
（1）教育長報告事項
（2）中学校給食実施方針（案）について
（3）愛川町立体育施設条例の一部改正（案）について
（4）平成20年第4回議会定例会について
日程第4 神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育実施計画の承認について
（議案第8号）
日程第5 その他
（1）第54回愛川町一周駅伝競走大会及び町民みなスポーツの町宣言20周年記念行事について
- 4 出席委員 教育委員長 三好容子
委員長職務代理者 足立原 威
教育委員 八木 一郎
教育委員 岡本 弘之
教育長 熊坂 直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 岡本 幸夫
教育総務課長 河内 健二
生涯学習課長 長嶋 忠雄

スポーツ・文化振興課長

大八木 尚 一

教育開発センター指導主事

佐 藤 千代乃

教育総務課副主幹

佐 藤 貴

◎開会

- （三好委員長）皆さん、こんにちは。ただいまから12月定例教育委員会を開催するわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会は教育委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされております。ただいまの出席委員は5人であり、定足数に達しておりますので、12月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （三好委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (三好委員長) それでは次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第3、教育長報告事項についての(1)教育長報告事項の説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- (三好委員長) ありがとうございます。

説明は以上のとおりでありますけれども、これより質疑に入ります。

日程第3(1)教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

- (八木委員) 1つよろしいですか。

- (三好委員長) はい、八木委員。

- (八木委員) 11月27日なんですけど、今、半原小学校のほうの朝日のびのび教育賞というのが受賞されたと書いてありますが、ふだんレッドデビルズとか何かで、非常にあそこの学校は県中央部まで出て、マラソンで結構やっている、そんなふうなことで表彰されたということですか。説明だけ、教えてください。

- (三好委員長) 教育長。

- (熊坂教育長) 朝日新聞のほうで毎年、のびのび教育賞というものを設定をし、募集をしております。この中身は、地域と連携をして、子どもたちを育てる活動ということで募集の

基準があるそうでございます。

半原小は今お話がありましたように、地域の方の協力を得ながら、駅伝のチームだとか、レッドデビルズの活動もありますので、その内容で応募をしましたところ、全国5つの入賞の中に入ったということでございます。

これが新聞に載りましたら、半原出身の方で、元朝日新聞に勤めておられた方、大阪のほうにおられるらしいんですが、その方が実はこの賞を始めたのは私が勤めている最中で、地元の小学校の子どもたちが受賞できたなんていうのは本当に素晴らしいと言って、手紙が学校へ来たという話を校長先生からお聞きをしております。

そんなような内容で、たしか朝日新聞には写真入りでその授賞式の内容が載ってたんですが、表彰状を受けられたのは応援団の地元の方が代表で受けられたそうでございます。

以上でございます。

○（八木委員） はい、わかりました。ありがとうございます。

○（三好委員長） うれしいことですよ。

ほかにありますかでしょうか。

岡本委員。

○（岡本委員） 12月16日と17日ですか、中学校との町長さんと話し合いということで、今いろんな形で積極的に行えていいことだと思うんですけど、中学生との話し合いは今年度が初めてでしたか。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今年度、初めてでございます。初め3校のうち1校どうだろうという話がありまして、7月に実施を愛川中学でいたしたわけですが、その後、町長もすべての学校からお話を聞きたいと、そういうことで、2学期の終わり、この時期になりまして、2校設定がされたということでございます。

○（三好委員長） 岡本委員。

○（岡本委員） その関連で、大変いいことだと思うんですけど、何しろ相手が子どもですので、今の報告を聞いていると、いろんな要望が子どものほうから出ていると。子どもはやっぱり、いろんなことを考えるんです。様々な質問を思うんですけども、ただ、聞きっぱなしで終わっちゃうと、子どもたちは、せっかくそういう機会に町長さんに投げかけたのに、何かどうなっているのというような疑問を残させるような形にしまうと、子どもたちを裏切るようなことになりかねないんで、その対応は充分配慮し、全部要望が通るこ

となんか決してありませんから、そういう中であって、子どもたちが発言してよかったんだというような実感というか、ある程度うまく説明をし、子どもたちが不満を持つことになると、ちょっと危険だと思います。そんなふうに感じます。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 具体的にすぐできるような内容ばかりではないんですが、対応ができるものについては、先ほど歩道の話だとか街灯の話をしました。どこの場所に欲しいというのを実態的に地図を見ながら担当職員が聞いておりますので、数年のうちには、子どもたちのほうがちょうど部活で帰る時間、暗い時間になりますので、自分の通るところは実態的に知っておりますので、そういう場所の予報をしましたので、それは対応がされるんじゃないかと思っております。

○（岡本委員） わかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

足立原委員。

○（足立原委員） 9日に、耐震改修促進計画検討委員会というのにお出になっているんですが、これは何か教育施設がやはり関係をしている会議なんでしょうか。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） これは実は、まち全体の民家も含めての耐震促進という意味で、学校を目標としたものではございませんでした。将来的には愛川町も目標値を掲げて、民家も含めて耐震化を進めていかなければいけないと、そういうことの大もとの計画を今つくっている最中でございます。

その中には当然、公共の建物も入ってくるわけですが、現実には民家のほうで、耐震診断をやるということも出ているわけですが、まだまだその普及が図られてない、そういう実態がどうで、これからどうしていこうかとかと、そういう計画が盛り込まれる内容が主なものでございます。

○（足立原委員） ありがとうございます。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

丁寧に説明をしていただきまして、ありがとうございました。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3(1)教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、教育長報告事項の(2)中学校給食実施方針(案)についての説明をお願いいたします。

○(三好委員長) 教育長

○(熊坂教育長) この案につきましては、以前原案等のお話しをしたことがあったかと思いますが、最終的な案がまとまりましたので、今日、ご提示をさせていただきました。細かいところにつきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○(三好委員長) 河内教育総務課長。

○(河内教育総務課長) それでは、私のほうから本日ご提示させていただきました「愛川町立中学校給食実施方針(案)」ということで、資料については、資料ナンバー2ということになります。その内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、中学校給食の検討等の過程でございますが、この点については、お手元の基本的な考え方の中にも若干触れさせていただいておりますが、平成18年から19年の2カ年にかけて、中学校給食導入検討委員会組織を立ち上げしまして、検討をしていただいたということでございます。

それで、この2カ年にわたって検討された内容等が、本年3月に答申書ということで、まとめられ、中学校給食に対しますいろんな方式、方法等も含めまして提言等がされまして、その提言等を受けまして、今年6月にその答申内容の具体的な検討等を行うこととして、庁内、役場内ということになりますが、関係職員で構成します庁内検討委員会を立ち上げをいたしました。6月以降、10月末にかけて、具体的に答申があった内容等について、調査検討を行ってきたということでございます。

したがって、お手元に配付しましたように、基本的な考え方ということでは、社会の情勢における子どもを取り巻く状況ということに触れてございます。

それから、中段ほどになりますと、本町の現状と課題ということで、それから、その課題等を受けまして、解決の方策などの提起ということでまとめてございます。

それから、最終的には実施方針案の提起ということで、その基本的な考え方についてはまとめてございます。

それからあと、お手元の1ページ、実施の目的というところでございますが、この点については視点ということで、中学校給食を進めるに当たっての考え方ということで目的等を8項目ほど裏面に渡りまして、掲げさせていただいています。

まず、1点目は健康増進の観点、それから2点目としては食習慣の育成の観点、それから3点目の人間関係を築いてまいりましょうということの、人間関係の育成の観点での取りまとめ。

それから4点目、食文化の育成、それから5点目の食に対する安全対策の観点、それから6点目教育効果の観点、それから7点目は小学校給食との連携ですね。今、本町は小学校5校で、自校方式で行っておりますが、学校給食そのものは、小学6年に引き続いて中学校においても連携を図る中での食育推進をということでの連携の観点からあります。

それから、8点目では食育の推進ということで、この食育基本法ができたことを含めまして、さらなる取り組みをということで、このような8つの観点に立った目標を立てまして、その内容等について実施方策を考えたところであります。

お手元の3ページに移りますが、その実施の方策ということでございます。この点での説明をさせていただきますと、学校給食法におきまして、学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上を図ること、また、正しい食事のあり方、望ましい食習慣を育成することを目標に掲げて、学校の設置者たる地方公共団体は、その達成に努めることが定められているということでございます。

そうしたことから、本町では、給食実施経費の試算結果、これは先ほど申し上げましたように、18年、19年に検討委員会から答申があったことを含めて、町の財政的な見通しをしっかりと立てて、その取りまとめをしていただきたいというようなこともございましたので、給食実施に伴う経費の試算結果、またさらには給食施設整備等を必要としない、それぞれのアンケート結果などを基準において、できるだけ早い時期にというようなことも踏まえまして、給食実施の方法として、調理場等の整備等を必要としない方法があります。これは民設民営でのデリバリー方式であります。アレルギー対策や持参弁当を希望する生徒、保護者への配慮、これはアンケート結果の中でも、弁当持参ということが非常に生徒も含めまして、また一部の保護者の方からも、2割程度ぐらい現状の弁当方式を愛情弁当ということで大事にしていったらどうかというご意見などもありましたので、そういったことへの配慮も必要であります。今回、実現可能な弁当併用によるデリバリー方式ということでの完全給食を実施することを（案）としたものでございます。

それから、デリバリー方式ということにつきましては、下段に四角で括弧の用語説明がされておりますが、デリバリー方式は、学校給食の調理及び配送を民間事業者に委託して行い、また配送も当然含めてのことでございますけれど、民間の施設を利用した、また民間での処理業務、そういった配送も伴いながらということでございますのでデリバリー方式を実施をしていこうということでの考案がされたわけでございます。

そして、こういったことについて、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進するため、献立の作成や食材の発注については、後ほども説明を申し上げますが、学校栄養士が行うということでございます。そして、栄養バランスのとれた安全な給食の提供に努めようということでございます。

続いて、4番で、弁当併用デリバリー方式の具体的な方法ということでございます。この点につきましては、ここにも書いてございますが、自治体での給食調理場の整備をしないで、導入等に当たっては、また初期投資経費を大幅に抑えることができる財政上の利点などがあるということでございますので、そのデリバリー方式を導入をしまして、また、その中でも部分的には、このもとの検討委員会からの食缶などを使った方法なども民間でも行っているもので、そんな研究もしてほしいというようなこともございました。

しかしながら、現時点で食缶ということであると、まだ全国的にも例がないというようなことで、ただ、業者等の中では食缶を使用して民設民営と言うことも可能であるということも調査をしたわけでございますが、当面的にはこういう弁当容器ランチボックスを使用するということが教室での配膳作業を要しないことや中学校での日課への影響を最小限にとどめることを利点として挙げ、考案をしたということでございます。

具体的に、以下の献立を申し上げますと、まず献立については3ページの一番下段になりますけど、中学校生徒の学校給食の平均栄養所要量に基づきまして、いわゆる、完全給食というのが主食、これはご飯とかパンですね、それから副食というのはおかずになるわけですけど、それにミルクということで、牛乳ですね。この3点を行うことが、完全給食。そして、これを基本としまして、学校栄養士が献立を作成していくということです。

続いて4ページ、1枚おめくりいただきたいと思っております。そして、食材の発注についてでございますが、安全の確保と地場産物の活用等を積極的に行っていこうと。また、地産地消の推進に努めることとし、発注については学校栄養士が行うということでございます。

それから、3番目の食器ということでございますが、先ほど申し上げた弁当容器、いわゆるランチボックスでございますが、こちらは町ですべて用意をするというように考えてござ

います。

それから、4番目の調理・衛生管理でございますが、こちらは民間事業者の調理施設で調理しまして、主食用それから副食用の容器に盛りつけ、これはランチボックスになりますが、それで配送ケース、コンテナに入れて各学校に配送するということであります。そして、各学校の配膳室に配送します。この配膳室ということでございますが、この説明をさせていただきますと、学校施設内に民間事業者がランチボックスで、配送してくるものを受け入れる場所ということでございます。

したがって、学校に配送してくる、給食を受け入れる、それで衛生的な保管をしていく部屋ということでお考えをいただきたいと思っております。それで、その後段であります、給食は民間調理施設で調理する方法としますが、国の定める学校給食の衛生管理の基準を適用するとともに、町の学校給食の衛生管理基準を設けまして、それによつての管理を行つてまいりたいと考えています。

5番目になりますが、配膳室の整備と配膳員の配置ということでございます。この配膳室の整備については3中学校の1階の昇降口などを改修しまして、その配膳室は約40㎡ほどの広さになるかと思っておりますが、この整備を行つてまいりたいと考えています。それから、その配膳室については、やはり安全を確保するために施設だとか、あるいはまた衛生管理面では空調設備を設置し、例えば、夏等の場合は食中毒の防止など、そういったことの安全管理のためにエアコンの空調設備、それから手洗いを含めまして、若干の洗い物のできるようなシンク等の設備を備えるものということで考えています。

それからあと、その給食の受け入れ等に当たっては、配送されてくるわけでございますので、各学校に配膳員1名の配置を考えています。

それからあと、6番目で給食の回数ということでございますが、これもいろいろ研究等をしてしまして、また、さらには今現在の3中学校等の日程等を含めましていろんな行事を考慮する中でも、また若干、学校ごとに行事等の関係で違いはあるものの、概ね180回を基本として、一応考えているということです。

それから、7番目の給食費でございます。この給食費につきましては、今、示しておりますように、学校給食の規定に基づき、食材料費分については生徒の保護者に負担をいただくということは学校給食法で定めておりまして、そして施設整備や設備費、それから給食調理等の委託費などは町が負担をするということになります。

そして、この給食費については、基本的には前納制という方法をとつていこうということ

でございます。これは当然、予約申し込み等をしていただくという方法もとってまいりますので、その際に給食費については先に納めていただいて、申し込みをしていただくような方法をとっていただく。

続いて、5ページ目の8番の給食の予約等ということでございます。これは、申し込みをしていただき、イコールその予約ということになりますので、予約につきましては、来月の分の1カ月分を申し込みという方法をとっていくということで、今の予定でまいりますと、月の初日に献立メニュー等を生徒たちに配付をしまして、それを生徒たちが見ていただき、そして、その月の15日までに翌月分の給食の予約をするという方法をとっていきたいということでございます。

それで、基本的には、献立については毎日同じ1メニューということになりまして、1カ月の献立ができて、それを見ていただき、そして予約をするという方法になります。

したがって、今後、実質的には、予約申し込みにつきましては、生徒が先生等にその申し込み等を出すということになりますが、将来的には、その8番にありますように、予約のシステム的なものも今後研究する必要があるだろうということで、その点については、今後研究してまいりたいということで考えております。

続きまして、9番でございますが、弁当併用制の給食ということでございまして、これは家庭からの持参弁当の声を始め、それから持参弁当を希望する生徒、また保護者、それからあと食物アレルギーを持つ生徒に配慮した給食形態ということで、弁当併用によるデリバリー方式の完全給食ということで考えてございます。したがって、全生徒を給食提供の対象としているということの方法でございます。

それから最後に、10番目になりますけど、食育への取り組みということで、先ほども申し上げております栄養士によって、中学校等専任の栄養士等の設置をいたしまして食に関する指導等の実施、それから毎月の献立の作成、あるいは給食材料の発注などを行い、学校や関係機関との連携した食育への取り組みを進めてまいりたいということでございます。

そして、5番の実施スケジュールでございますが、今後大まかな実施スケジュールを申し上げますと、今このような方針案をまとめまして、この内容等につきまして、本日の教育委員さんへ説明し、了承をいただき以降、学校との調整として最終的に施設等の整備の関係など行っていきまして、同時に、この案について1月の広報で、いわゆるパブリックコメントのお知らせし、町民等にこの1つの案を示して、それに対してご意見等をいただこうということで、今のところは1月広報でパブリックコメントを実施したいと考えてございます。

パブリックコメントの予告ということでは1月9日までに予告をさせていただき、9日から1月30日までにご意見等をいただき、そして、回答していくということで、最終的にはご意見等をいただいたものを、また反映をできるものはしてまいり、そして2月中に最終的なこの実施方針の決定ということで進めてまいりたいということでございます。

したがいまして、平成21年度予算等で、この方法での経費等を予算化していきたいと考えています。そして、具体的に実証するというのでいきますと、平成21年度予算に措置がされた場合ということで、21年度以降ということになりますので、施設の整備などを含めまして、夏休みに学校施設の配膳室等の改修等を行い、それから、さらには並行しまして委託業者等の選定等を行いまして、実質的には9月1日に献立作成をしたものを持って、10月1日から実施できるようなスケジュールで考えております。

今の大きなスケジュールでございますが、そんなスケジュールで進めていきたいということで考えております。

それからあと、保護者にとっての関心事ということでございますが、特に学校給食費ということになりますと、食材料費は学校給食法に基づき保護者が負担ということでございまして、この給食費については、今の試算の中では概ね平均ということで、月額で4,500円を考えているところでございます。

逆に180食が年間ありまして、その1食当たりということになりますと、単純計算をしますと1食当たり275円であります。そして栄養士により、その275円の食材費をもって栄養価等を算出をしまして、そしてそのメニュー等をつくっていくということでございます。そんな金額を今現在、考えていまして、こうしたことも含めまして保護者へ、学校を通じまして通知等をしてまいりたいと考えています。

したがいまして、保護者等への通知、実施方針案の提示等につきましては、学校から24日に配布をしていただくこととし、それで先ほど申し上げましたような実施方針案のパブリックコメントも並行して1月に実施をしていくというようなことで考えてございます。

今のところ、そんな1つの案ということでお示しをさせていただきまして、ご意見等お聞きをしたいということでございます。説明は以上です。

○（三好委員長） 説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

（2）中学校給食実施方針（案）について、何かお聞きしたいところなどがありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○（八木委員） よろしいですか。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） 2つばかり、パブリックコメントにかけるわけですから、給食の実施方針が決まるわけなんです、抽象的な話なんです、実施目的の中に幾つか羅列してありますが、その給食の方式がデリバリー方式であって、なおかつ保護者の持参弁当を持ってくるということもある程度配慮している、その辺のところを、要するに実施目的の中に反映したほうがいいんじゃないかと私は思うんですよ。

つまり、今日的な1つの課題から、3番目に人間関係の育成というのがありますが、子ども同士の並列的な関係ももちろんなんですけど、これはいまさら言うこともないんですが、親子の一つの絆ですか、そういうものをやっぱり、今どれだけこの世の中にそれを何とかこう醸し出すことが必要であるかということ、教育的配慮からやっぱり持参弁当を認めるというにはそういうことがあるんだから、ただ短絡的に親が簡単にお金さえ出せばいいんだというほうへ走らないように、価値観をここへ入れてもらったかどうかと思うんですよ、うまい文言をつくってね。こうなっているんですけど、やっぱり家庭から毎日、親子でお弁当をつくって持ってくるということは、一番難しい年齢層の中学生ですから、その辺はやっぱり教育委員会としての発想から見れば、単純に流さないで、中身はいいと思いますけど、その辺をひとつきちっとパブリックコメントの中で町民が見た場合に、いろいろ今日的な課題で考えているんだと、そういうこともひとつどこかに残っていただけるような目的の中へ入れてほしいなということが、私は1つあります。

あとは、今度はシステム上の問題なんです、なかなか学校現場というのが非常に教員も忙しいと聞いております。特に中学あたりはそういうのが顕著だと思うんですが、要するに予約というのはその月々、前もって予約して前納するわけだから、おしなべて1年間ずっと食べなくてもいいわけですよ。今月は食べるけれど、来月は要らないと。

そのやっぱりシステム管理というのが、ここに書いてありますけど、研究されるようですが、かなり教育的現場に配慮した、先生方が給食をやったために子どもと接するいろんな場面が失われていくということになると、やっぱり今日的な課題から外れるような気がするんですよ。10月実施ということがもう決まっているわけですから、その辺のシステムを早急に具体的な内容を私はもう見せてほしいと、こんなふうにも思うんですが、その2点だけちょっとお願いします。

○（三好委員長） はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

教育総務課長。

- （河内教育総務課長） 今ご意見がありました点、親子の絆のところ、その目的ということの中でということで、教育効果の観点だとか人間関係の育成ということで、若干その辺が意味がわからないがということでございます。この点はちょっと検討させていただきたいと思っております。

それからあと、学校現場における受け入れということでありまして、特に先生方と生徒ということで、基本的には先ほど申し上げたようなことで、一応申し込み等については1カ月ごとにとということで、それで年間で12月、中でも夏休みはありませんが、一応その月ごとに申し込みをしていただくことでお願いしていきたいと考えています。

そして、あと学校側としてもできる限り、給食費の未納的な対策ということが気にかかることから、前金制という方法をとらせていただき、また先生方にもそういった負担をかけないという方法としたいと考えています。また、取りまとめについても、その辺をどうするのかということではありますが、もう少し、方法の検討を行い、その一例では、申し込み回収ボックスを設置して回収する方法も一つにはあるかと思っております。先生も受け入れの際にまとめていただき、その子どもが予約をされていること、またそういった食事に当たっての指導面も含めましての指導的なものもありますので、その辺はまた、よく学校側と検討してまいりたいというふうに思っています。

- （三好委員長） ありがとうございます。

岡本委員。

- （岡本委員） 私もこの実施目的の1項目から8項目がございましてね。見れば見るほど、このとおりだと思うんですけど、これは完全いわゆる自校方式で、全員が給食を受けるという建前のもと項目だと思うんですよ。そう言うおいて、後でデリバリー方式というのは、何か矛盾があるのであって、この1項目から8項目で書いてあることは、給食にしたらこれだけいいことがありますよということが羅列してあるだけなんです。

確かに、そういう面もあります。でも、本町がデリバリー方式という方法をとろうというのであるならば、やはりその両者が同じ比重で選べるという形にしておかないと、形ではデリバリー方式といいながら、全員に給食を押しつけるというような結果になりかねない。

なぜ私が言いますかということ、過去出てきた資料の中で、アンケートにすると子どもは60%が弁当がいいと。親御さんは80%が給食がいいと。そういうデータがありましたよね。子どもの願いというのをどこで生かしてあげるかが、非常に大事なことと思うんですよ。親

御さんも確かに忙しい中でありがたいということはあると思いますが、その辺のことをちゃんと分析して、町民の方に投げかけるということが必要なんじゃないかなというふうに私も思いました。

もう一点は、具体的な面になりますけれど、学校現場の先生方が煩雑だということを八木委員が言われましたけども、前納制ということをお考えのようですよね。確かに、食べちゃった子が後で納めるとなると、給食費も未納になってしまうとか、いろんな課題も生みかたないですから、そういう観点から前納制という形で、1カ月前にアンケートをとるというようなことも、中学生にとって大変なことなんです。現場では、1カ月前に1カ月の給食の弁当をちゃんと予約するというのは大変なことなんです。それで、予約しておいても、現実になると食べない、予約してなかったけど食べたい、そういう子が出てきますよ。そういうことになると、先生方は非常に次元の低い煩雑さに追われて、本来の学校教育に力を注げなくなる面も危惧されるんですよ。まして、お金を扱うことですから、非常に神経を使いますよね。だから、その辺のところも、今そういう方法をしっかり検討中だということですので、混乱を来さないようにぜひお願いしたいと思うんですね。

いろんなことが具体的になってきますと、現場では起こってきますから、大人が考えてこういこうというだけでは決してありませんからね。そのところは頭に入れていただいて、いい方法を研究していただけたらと思いますけど。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

それについてありますでしょうか。

教育長。

○（熊坂教育長） 今、前納制の細かい話をしなかったんですが、実は親御さんが直接、金融機関へお金を振り込んでいただいて、納付書を学校へ持ってくると。ですから、教職員がお金を扱うということはないという形を今検討しております。

もう一点は、触れてはいないんですが、先ほど給食の実施回数を180と踏んでいます。これは給食費との兼ね合いもあるわけですが、ただ、学校の授業日数は190数日ということで、これがいろんな関係で、ひょっとするともっとふえるかもしれないわけですが、そうしますと、12週間分ぐらいは給食なしという日が出てくるわけです。

ですから、今まで小学校ですと、それが半日の日課になっているというのが大方のことですが、中学はそれでは授業時数の点で足りない部分も出てくるかもしれません。したがいま

して、自動的に年間で何日かは弁当を全員が持ってくる日も出てくる可能性がございます。ですから、そういうところで親御さんと弁当というものの意識づけもある意味ではできるのかなと、そんなことも頭の中にはまだ、案の段階ですけど若干ございます。

○（岡本委員） わかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかに。

足立原委員。

○（足立原委員） 新聞に、学校給食を実施するよというのが出ていましたね。私は一応、教育委員会が給食を教育目的を考えながら実施するわけですけども、給食は実際に、学校を設置しているのは町ですから、そういうところが給食を実施しますよということで、議会もあって先に発表したんじゃないかなと思うんですけども、こういうものは本来は、この実施方針等が一応、教育委員会に諮られて、そして記者発表をするのが普通かなと、こう思ってきたんですけども、ちょっと早く、先に新聞に出ているんですよ。

だから、ある人が言ったんですね。いや、知っているよと、こう言われたんですよ。そういうふうな面で、確かに住民の方々では給食を実施してほしいという要望もあったわけですね。ですから、それのところはちょっとどういうふうになっているのかなという感じを持ったんですよ。

今、八木委員も岡本委員も、今までの検討経過からお話しになりましたけれども、その辺のところを町内で検討委員会を持っていてということは前から聞いておりましたので、それが実際には今回の議会も含めてた中で発表になったのかなと、こんなふうに思ったんですけど、そういったことをどんなふうに課長さんはおとらえになっていたのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですが。

○（三好委員長） いかがでしょうか。

河内教育総務課長。

○（河内教育総務課長） ただいまの点でございますが、こちらについては検討委員会の報告等を含めまして何回か情報提供をさせていただいたところでありまして。具体的な実施の方針の案についての書面では、本日が初めてになるわけです。

そして、中学校給食導入検討委員会の結果の意見、提言等については、アンケートの結果も含めまして提供するとともに、ご説明をさせていただきました。また、関係するデータについてもご説明をさせていただきました。その中で検討をする際には、委員さんからも慎重

にすべきところは慎重にすべきだということと、それからアンケートの結果を見た上でも、やはり完全給食を望むというより、むしろ弁当というようなことも非常に多くあるので、そういうことをどのように考えていくかということの意見もいただきました。その1つの方法ということで、完全給食を目指すということは非常に難しい部分もアンケートの結果も含めてあるのかとの指摘もありまして、そういった点の再分析をいたしました。先ほどのアンケート結果を踏まえた中での反映ということで、岡本委員さんからもありましたけど、完全給食を基本ということで進めようということで。そして今回についてはデリバリー方式ということで、保護者等のアンケート調査は平成19年に行っていることもありますので、この中でも早い時期に指導をする場合については、してほしいというようなことの見もございました。施設等を伴ってということになりますと、まだ2年、3年という期間・時間を要することなどもありますことから、差し迫った要求等などの要望を踏まえて速やかに対応できる方法ということでも、デリバリー方式も考えたところでもあります。

したがって、いろいろな事情等を含めて、それから、さらには今の財政事情等も照らし合わせながら、将来を見据えた中では、例えば今のデリバリー方式を必ずしもずっと続けていくということではなくて、また、あるいは、それを2年なり3年を行った中で検証しまして、またさらには必要であれば、アンケート等もまた行うなどの方法も視野に入れての検討も必要であろうと考えています。

したがって、例えば給食センター方式なども、やはり食缶での給食を食べたいという、そういう願望的なものも子どもの中にもございますし、また、食缶で温かいものは、温かい状態といったイメージを持つ保護者の方なども多くいられるということなどもありますので、そういったことも将来にわたってはもう一度考える必要もあるのかなということも思っております。

したがって、今現時点ではこのデリバリー方式を、少なくとも2年、3年続けて、その結果を検証等し、さらにはそこで、必要によってアンケート調査を行うなどということも考えさせていただきます。

したがって、事細かな日常方針案についてお示しをしていなかった部分は、大変恐縮に思います。それから、議会側への説明にありまして、概要ということでは、今回のとりまとめた案ということであくまでも提示をさせていただきます、それがイコール、公表したいようなことになっているわけですが、正式には、このパブリックコメントを実施をして、そこで初めて公表ということになりますので、一応ご意見ということで、案の段

階で提示をさせていただいたことですので、そのようなことでご理解をいただけたらと思います。

以上であります。

○（三好委員長） ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

八木委員。

○（八木委員） ちょっと、いいですか。今、違うんですよ。足立原委員さんの言っていることはそういうことじゃないと思うんですよ。そのプロセスの問題。これはいつも私は言いますが、ここで初めて私はこれを見せてもらって、当然、議会でやっておられることは知っていますから聞いていますけど、まず教育委員会の場面に出てきて、それでというのが順序じゃないかということを足立原さんは言っておられるわけです。中身じゃないんです。中身は立派だと思いますけど。

せっかくですから、私も今までのプロセスの問題の中で、ちょっと蒸し返しになるかもしれないけれど一言ちょっと言いたいんですが、昔ですね、昔といっても三、四年前に中学校給食の検討委員会ができましたときに、かいつまんで言えば、結果的に、確かに親の関係でお弁当を持ってこれないような子がいるから、その人のために弁当を発注してということで、1つのシステムがたしかできました。いろいろ検討されて、検討委員さんは2年も3年もやっていて、その検討の結果として、そういう場面ができてきたわけですよ。

それで、現実的に学校サイドで始まってみれば、人が言うほど子どもたちの注文もないと。ああ、そんなものかと思っていた矢先に、ポーンと今度は実際の給食をします、町長あたりがポーンと言うことでころっと動いちゃうというのが、それが非常に不甲斐ないのね。何でももう少し事前にきちっと検討して……教育委員会だって立場があるわけですよ、みんな頭越しに行っちゃって、これもいいですよ、皆さんの意向だから。やっぱりそのプロセスというのは大事にしないと、だれも頭へくるという、怒っちゃうというのは当たり前のことで。

この中身が云々じゃなくて、足立原さんが言ったことは、今まで中学の給食に関しては、すべて教育委員は頭越しで来てしまっておると、結果的にも大騒ぎしたって、騒ぐ人がいるかもしれないけど、やってみたら全然必要じゃないんじゃないかという場面も出かねないということで、やっぱりある1つの小さいところの、もちろん意見というのはそういうところから出てきて当たり前なんだけど、やっぱり十分に精査して、その効果をじっくり考えてやるということがやっぱり世の常でね、ただ甘やかしたいなことでどんどんやっていけば、

今の社会というのは、もちろん、もっと荒てきちゃう。これは、いつも私の持論で思っていることなんですが、今、たまたまそういう話が出ましたので、ちょっと蒸し返しちゃって申し訳ないです。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

足立原委員。

○（足立原委員） さっき、河内課長がお話しになったことはわかっているんですけど、給食は全国的にはもう80から85%ぐらいまでは進んでいるわけですよ。愛川町でも実施しなければいけないんじゃないかなんかということは思っていますよ。それはわかっているんですけども、親の関心もあるわけで、ただ、いろいろ現場の中学校の意見もいろいろあるわけで、実施するのは別にやぶさかではないんですけども、そういう面で一応、経過を、教育委員会があるわけですから、そういう中で事務局が一生懸命やっていらっしゃるのはわかりますが、一応そういう経過が必要じゃないかなんかということをちょっと感じたんです。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 今おっしゃいましたこと、よくわかります。皆さんに案を提示する案が固まるまで非常に時間が経過をしてしまいまして、議会への順序が逆になってしまったということはおわび申し上げたいと思いますし、今後パブリックコメントがありまして、いろんな意見が出てきましたら、またそこで最終的な案を詰め直しましてご提示をし、ご承認をいただく形になるかと思えます。

今後、気をつけてまいりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○（三好委員長） いかがでしょう、よろしいでしょうか。

三好からも、ちょっと一言言わせていただくと、今の3委員さんの意見に全く同感をいたします。私の言いたいことをすべて言っていただいたような気がいたしまして、少しすっきりといたしました。

その案の中の基本的な考え方、1番にありますけれども、その中で、子どもたちの食生活をめぐる状況は、孤食の増加や朝食の欠食などということは、これは家庭の問題なんですよ。あと、食の多様化を背景に大きく変化しており、これは認めるところなんですけれども、栄養バランスの崩れによる貧血や肥満症などの生活習慣病の若年化、精神面では集中力の欠如などの問題が表面化していますと、こうあるんですけども、ある学校の、これは学校保健委員会で何年か前のデータなんですけれども、500名近い子どもの中で、肥満度30%以上

の子どもが5.8%、男女、1年生から6年生まで合わせて5.8%というところの数字が出ています。

そういうことからすると、全体的に、肥満度が上がっているというわけではないんですね。皆さん、学校に行かれても、入学式や卒業式に行かれても、肥満で困っているがゴロゴロしているとか、もう細くて、朝ご飯を食べないでふらふらして目が上に上がっちゃっているよという、そういうお子さんに出くわしてないわけですよ。そうしたら、こういう文章は成り立たないわけなんですね。

今、食事の栄養価が高くなっていて貧血で倒れてしまう、栄養不足で学校で倒れてしまったという、そういうようなお子さんが見えないわけで、そうしたら、なぜここにこういう文章が上がるのか。時間をかけて、お金をかけて、検討委員会、検討委員会とやってきた割には、内容が浅いのではないかというような感想を持ってしまうわけなんですね。

もう少し現実を見ていただきまして、本当の意味で給食が必要なんだというところを、教育的観点から出していただきたいというふうに、私も思います。

業者弁当併用方式でやってきて注文数が少なくなった、献立が少ないからだとか、飽きってきたとか、そんなところの分析で全面的に給食化を取り入れるというところが、やはり疑問に思います。

不登校児や引きこもり、それから暴力沙汰を起こす、そういうお子さん、要するに問題行動を持っているお子さんの回復を願う場合も、どういうことから始めるかといったら、家庭的な雰囲気の中で食生活をきちんとし、生活のリズムを建て直していくところからスタートするわけですよ。

じゃ、何が一番大事かと言ったら、基本的な生活習慣を家族ごとやっていったら一番回復するわけなんですよ。そういうところをきちんと親御さんに認識させ、教育的見地に立って親が立ち上がらなけりゃいけないだよということを言う前に、全面的に給食を取り入れてデリバリー方式でやる。そのデリバリー方式を皆さんの頭の中に描いてみてください。配膳室に弁当が届きます。来たものを1名の配膳員さんが配ります。どういう形をとるのかな。お弁当を積んであるわけだから、それを順番にクラスごとに分けるのかな。その配膳員さんがクラスごとに運ぶのかな、いろいろ想像しますよね、そこまでのことが文書にないので想像しましたけれども。与えられた食をそのまま食べていくというところに問題を感じないでしょうか。中学2年生も職場体験等他の地域から注目されるような物すごくいいことを始めているにもかかわらず、食についてはなぜそういうところの意識が後退するのかというところ

ろを非常に疑問に思います。

食生活についても、親が忙しかったら、子どもがおにぎりを1個つくって持ってくる、そういう教育方針に変えられないのだろうか。主体性がどこにあるかということなんですね。子どもをどのような子どもに育てたいのかというところの教育的な理念に欠けているというふうに、私は思います。

教育法とか学校給食法とかを見ると、義務教育はやらなきゃいけないし、給食のこともやらなきゃいけないと、この法律に書かれています。それはそのとおりだと思います。でも、それを実施する自治体が、どのように考えてどういう方向に持っていくかということは、物すごく大事なことだと思います。決められているからやるというのではなくて、そこに命を吹き込まないと、なあなあで済んでしまって、与えられたものでみんな中学まで成長してしまいます。高校に行ったときに、どうやって自分で食べたらいいのだろうか、食に恵まれたらいいのだろうか、自分の命をどう燃やすんだらうか、そういうところまで育たない子どもさんでいってしまいます。

ということを非常に懸念するんですが、そういうところの観点というか、教育委員会としての専門的な要素を、お考えというものをもっと深めていただいて、食生活のことは親がやらなきゃいけない、食の問題は親の問題なんですけれども、そこを取り違えて、すべて与えられたものでいいのかどうか、そういうところをもう少し検討をして、パブリックコメントでも何でもやっていただいて、もっと町の中に論議を膨らませていただきたいと、そのように思います。

○（岡本委員） よろしいですか。

○（三好委員長） 岡本委員。

○（岡本委員） その点でも具体化しつつあるわけですから、今後、きょう出たようなことも踏まえながら、よりよい方向にプランを研究していただいて、やはり、あんまり不公平感がないとか、子どもの健康、いろいろそういったのがありますから、今のところ前向きにとらえて、さらにいい案を詰めていただければなと思いますけどね。

以上です。

○（八木委員） 最後に1つだけ、いいですか。

○（三好委員長） 八木委員。

○（八木委員） 今、委員長の言葉はそのとおりだと思います。そういうことをパブリックコメントの中で、町民の方々に逆に考えていただきながら上手に実施しようよというような方

針の、教育委員会としてのやっぱりニュアンスを、そのパブリックコメントの1つの様式の中に、今、課長が聞いていらっしゃったから、よくまとめていただいて、それを入れてほしいと私は思います。もっと議論を起こして、やることはもう決まっちゃっているんですから、ある意味ではいい機会ですから、もう少し家庭がしっかりしなきゃいけないよというようなニュアンスのことを思っていたり、論議していただけるようなものをちょっとお考えを願いたいと思います。

私は以上で終わります。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

最後に1つ。アレルギーの子どもさんが、自分でお弁当を持ってくるというところはうたってあるんですけども、もしそのアレルギーを持ったお子さんが、給食で自分に合った給食を求めた場合ということまでお考えになっているのでしょうか。それに対応できるようにはなっているのでしょうか。

河内教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 一応、私どものほうで、アレルギーの生徒等について今、現状等について確認をさせていただき、そういったことへの対応ができるかできないかについて、学校と調整をしてみたいということであります。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（2）中学校給食実施方針（案）は、教育長報告のとおりご了承をお願いいたします。

次に日程第3、教育長報告事項の（3）愛川町立体育施設条例の一部改正（案）についての説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） ご存知のように愛川東中学校の隣にあります、町立体育館であります耐震には耐えられないということで、現在、使用は停止しております。これを廃止するためには、

条例になっておりますので、その条例の一部を改正しなければいけない訳ですが、この補足説明につきましては、担当課長の方から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○（三好委員長） 大八木スポーツ・文化振興課長。

○（大八木スポーツ・文化振興課長） 今、教育長のほうからお話にありましたように、東中の隣にあります、町立体育館ですけれども、平成19年9月を持ちまして、使用を中止しております。主に使っておりましたのは、東中学校の部活並びに一般開放の2団体と聞いております。

老朽化により今使用に適さないというようなことで、9月いっぱい使用を中止しているものです。その間、ここまでも1年以上経過しておるんですけれども、その間、教育サイドで、スポーツ施設が1号公園並びに東中学校に新しい体育館ができたということで、基本的には町立体育館という役目は終わったのかと。

また、つくった当時と比べますと、周りには人家が並びまして、使っている間でも、うるさいという苦情があったと聞いております。基本的には老朽化が第一なんですけれども、取り壊しを前提にして、教育サイドでその跡地利用等について検討をできておりましたが、立地条件的なもので、何がいいかというものがなかなか決まらなかった。また、議会や付近の住民からも危ないので何とか早く取り壊してくれというような意見もありますので、ここで実施計画等の中で、とりあえず、まず取り壊しをしようという方針がでましたので、今、教育長から説明がありましたように、町民の方の使用の制限になりますので、パブリックコメントにかけて、意見を聞くというようなことでございます。

パブリックコメントの内容につきましては、先ほど河内課長のほうで説明がありましたように、私どもも同じ時期に周知をいたします。内容につきましては、お手元の資料3にございますように、昭和37年につくってから46年が経過して、老朽化に基づき使用することができなくなったということで条例から削除しますという、内容であります。

跡地利用云々というのは別問題ですから、あくまでも条例から除きますと。2ページ目は、その条例改正に至った経緯について、今私が述べました部分のことを列記してございます。

裏には案内図と現地の写真を載せてございます。そして、一番最後のページが新旧対照表ということで、現行と改正案、改正案というのは現行の表の中には町立体育館、坂本体育館等々ありますので、そこから町立体育館の部分の関係を削除したものが改正案という形になります。

説明は以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

（３）愛川町立体育施設条例の一部改正（案）について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） よろしいでしょうか。では質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思えます。

（３）愛川町立体育施設条例の一部改正（案）については、教育長報告のとおり、ご了承をお願いいたします。

次に日程第３、教育長報告事項の（４）平成20年第４回議会定例会についての説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

○（三好委員長） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。

（４）平成20年第４回議会定例会について、資料４、資料４－１で、何かお聞きしたいところがありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

三好ですけれども、１つよろしいでしょうか。

議会の中の井出議員さんの、DVに代表される家庭内暴力ということで説明がなされているんですが、この間、人権の講演会で、「みずら」の阿部裕子さんが講演されたということですが、10年近い前に、男女共同参画のパートナープラン推進協議会で、この方をお呼びして、やはりお話を聞いています。

そのときに、阿部先生から言われたのが、愛川町ではDVの窓口はどこですかと聞かれたときに返事に困りました。生涯学習課もそうですし、住民課もそうですし、福祉支援課もそうですしという、そんな話で、上がってきたところで受けておりますよという話をしたんですが、今回も答弁の中で、いろいろな部署の内容が出てきておりますが、こういった男女共同参画を進めるに当たって、特にこのような女性に対する暴力などを受ける日常的な窓口というものは、やはり今現在も設置されていないんですが、そういったところの見解というものは、何か教育委員会の中では持っていますでしょうか。

教育長。

○（熊坂教育長） 現在の対応は、生活に関することから出てくるものですので、それぞれの窓口で対応をしているわけですが、ゆくゆくは考えなければいけないだろうなと思いますし、話が若干ずれるかもしれませんが、実は男女共同参画計画が事務局が生涯学習になっているということで、これが生涯学習が中心になって答弁も書いているんですが、神奈川県内でこの男女共同参画の計画を担っている課が教育委員会というのは、ほとんどありません。ですから、これはゆくゆく検討をしていかなければいけない課題だろうなというふうに、教育委員会内部では思っております。いつどうなるかは、ちょっと予測はありませんが、本来的にはやはりその部分で対応していただくのがいいのかなという、個人的な考えは持っております。

○（三好委員長） ありがとうございます。

数は少なくとも、問題が起きると深刻なんですよ。

○（熊坂教育長） そうです。

○（三好委員長） というわけで、即対応できるとか、ルートをきちんと持っているというところが安心につながると思いますので、ぜひそのような動きをしていただきたいなというふうに思います。

ほかにありますでしょうか。

○（八木委員） 1つだけ、すみません。

○（三好委員長） 八木委員。

○（八木委員） 議員さんの質問の中で、これは井上博明さんのところでしょうか、2番のところの、特に少人数学級の次の、この教職員の負担軽減策について答弁は町長さんがされているんですね。

○（熊坂教育長） 私のほうです。

○（八木委員） それは教育長さんですか。

○（熊坂教育長） はい。

○（八木委員） それは、またいつものことになりますが、せっかく答弁されておりますので、やはり、さっきもちょっと話しましたが、学校現場の煩雑さというのが、いつもこの議題に乗ってきまして、やっぱり学校現場というのは、ここに教育長さんがおっしゃっていますが、教師が子どもと向き合う時間がとれない、つまり原点に戻って、教師はやっぱり子どもと向き合うのが基本であると、ここがところが一番の、このご時世に合った学校教育の現場の方

向性だと思うんですね。

それで、おっしゃっていますように、事務負担の軽減、そんな中でいろいろ具体策をおっしゃっていますが、基本はやっぱり、私もずっと見ていきますと、専門家じゃありませんからわかりませんが、やっぱり事務負担と研修会やいろんな会議、そういうところの精査だと思いますので、来年度に向けてまたセンターのほうでいろいろ学校現場の予定もおありかと思いますが、その辺をよく精査して、愛甲教育事務所がどうのとか、近隣市町村がどうのじゃなくて、やっぱりオリジナルな発想のもとで、やっぱりこういう信念を持って、これがいいと思ったらそのような方法でカットしていくと。もう要らなくなる、全部カットしちゃって、それで新しいものを作っていくという方策が必要だと思います。

これはあえて言いますが、事務の効率化を図るためにパソコンの配置とか言いますが、こんなのは2次的なことで全く答えではないと思いますので、むしろそのもっと中にあるものをひとつ考えて事業計画を立てていただきたいと思います。それだけよろしくお願いします。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議はありませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（4）平成20年第4回議会定例会については、教育長報告のとおりご了承をお願いいたします。

◎日程第4

○（三好委員長） 次に、日程第4、議案第8号 神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育実施計画の承認についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 提出議案第8号でございますが、神奈川県と愛川町との連携型中高一貫教育の実施計画につきましては、以前、資料をお示しし、ご説明をしてきたところでございます。案が固まりまして、県のほうでも検討を進め、県のほうの情報では、県の教育委員会会議では12月17日に会議が行われまして、そこで案が了承されているということでございます。

そのような中で、愛川町におきましても案につきましてご承認をいただけたらというふう
に思っております。説明につきましては担当のほうから補足をさせますので、よろしくお願
いいたします。

○（三好委員長） 河内教育総務課長。

○（河内教育総務課長） お手元の資料でございますが、今回、「神奈川県・愛川町連携型中
高一貫教育実施計画」ということでございます。こちらについては、11月の定例教育委員会
の席上、案ということでお示しをさせていただきまして、そしてご検討をいただき、またご
意見等もいただいた経緯がございます。したがって、内容等についてはそれでご理解を
いただいたということでございますので、今回は案を取らせていただきまして、ご承認をい
ただければということでございます。

それからあと、具体的には実施の時期ということでございますが、22年の入学生徒からと
いうことになりまして、したがって21年度に入学選抜を行い、選考についても21年から始ま
るということでございます。したがって、また高校の入学に当たっての前期から始まるとい
うことでございます。そういったことを十分ご理解をいただきまして、そんなことでスター
トするということでございますので、その点を含めまして、きょうご承認をいただければと
いうふうに考えます。

今、教育長のお話のように、17日には県教育委員会で承認されたということでございます
ので、これをもちまして、承認をいただいた後に、県では記者発表をしていきたいというこ
とで考えているようでございます。今日の段階で記者のほうに、その内容等について送付さ
れるとのことでありますので、委員にご説明ということで、加えさせていただきます。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

先月も提示されておりますので、いかがでしょうか。

○（八木委員） ひとつ、やってみていただいて、せっかくできた地元の高校ですから、この
ままどうしようもない高校で終わっちゃうと困りますから、何とか一貫校として地元の教育
委員会としてはやっていただいて、結果を見たいと思います。お願いいたします。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかに、ありますでしょうか。

三好ですけれども、町外の方から、あの新聞を見ましたよ、愛川町の教育委員会はすごい

ね、中高一貫校をやるんですねと、そのようなお褒めのお言葉をいただきました。表面的にはすばらしいということになりますが、中身を充実させる、中身を本物にしないとそれこそ墓穴を掘ってしまいますので、きちんとした考えのもとにきちんとした連携をとると、そういうところをぜひお願いしたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

それでは、特に質疑がありませんので、日程第4、議案第8号 神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育実施計画の承認について質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第4、議案第8号 神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育実施計画の承認について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、議案第8号 神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育実施計画の承認については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5

- (三好委員長) 次に、日程第5、その他の(1)第54回愛川町一周駅伝競走大会及び町民みなスポーツの町宣言20周年記念行事についての説明をお願いいたします。

教育長。

- (熊坂教育長) 第54回の駅伝が迫ってまいりました。資料6に基づきまして、担当課長のほうからご説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

- (三好委員長) それでは、大八木スポーツ・文化振興課長。

- (大八木スポーツ・文化振興課長) それでは、以前にこの件につきましては、概略はお話はさせていただきましたけれども、まとまりましたので、きょうご報告をさせていただきますと思います。

第54回愛川町一周駅伝競走大会につきましては、1月11日に行います。内容は、これにつ

きましては特段な変更はないんですけれども、今のところ出場が一部は24チーム、17行政区24チームというのは、あと行政区4つ欠場は、新たに欠になったのは川北です。

それで、2部が6チーム。立科町と、ことしは町内の中学校が全チーム参加するということです。

- （岡本委員） それは、愛川高校は出ないんでしょう。
- （熊坂教育長） 出ないです。
- （八木委員） 一貫校になるんだけど、だめかな。
- （大八木スポーツ・文化振興課長） 全部で30チームということです。

それで、資料2も一緒にある程度、家庭にも配付されたように思うんですけれども、こちらが20周年の関係のパンフレット等と駅伝の関係を一緒にしたものですけれども、ゲストラナーが富士通の藤田選手と笹野選手、長距離ランナーと中距離ランナー。それで、藤田選手については3人でチームをつくりまして、一緒にスタートをします。それは、その3人は競争ではなくて流して、真ん中から上位へ走って出るということで入れたいということを出しております。

その間グランドの中はあきますので、従来ならそこで子どもの駅伝をやったんですけれども、それをスポーツ教室、ここに書いてあるように、まず笹野選手でそちらを先にやらせていただいて、ゴールした後、その後にスポ少のミニ駅伝を行います。

ミニ駅伝が終わりまして、さらに、今度は藤田選手も休みますので、藤田選手と笹野選手と2人で質問を受けたり、そういう形のもののトークを少ししていただいて、これが記念駅伝の1つの目玉になります。

あともう一つは、体育協会の所属協会の団体にご協力いただきまして、ミニスポレクのような催しを終日行うということで、お子様を中心に考えておりまして、今スポーツ教室は子どもから大人までということなんですけれども、半原の小学校の陸上の選手が30人ぐらいいるということで、バスを手配したりしますので、大人の駅伝だけでなく、子どもの躍進を通して、町民みなスポーツの意識を強めていただくという形の中で開催をすることとしております。

したがって、開会式も若干も早くなって、閉会式も若干遅れて、2時から成人式がございますので、1時半には終了するようなタイムスケジュールを組んでございます。ですから、30分ぐらいゆとりをもった形での閉会にはなろうかと思っております。

あとは、従来、委員さんのほうで委員長と職務代理によるお仕事をお願いしたんですけれ

ども、委員長は駅伝のスターター、これは従来どおり三好先生にお願いしたいと。

○（三好委員長） ありがとうございます、頑張ります。

○（大八木スポーツ・文化振興課長） それで、ちびっこ駅伝のスターターを、従来は職務代理にお願いしたんですけれども、今年はゲストランナーがいるので、ゲストランナーにやっていただくということで、申しわけないんですけど、そのようにさせていただきたいと。

あと、子どもたちの表彰なんですけれども、今までは委員長名でやったんですけれども、こういう記念行事なので、町長と連名にさせていただいて、ちょうど町長のほうからやらせていただきたいというようなことを考えているんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひいます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明といたします。

○（三好委員長） ありがとうございます。

何か質問等ありましたら。

岡本委員。

○（岡本委員） 藤田選手、笹野選手、有名な選手ですけど、20周年記念ですから、過去、この大会に町民で、1回からずっと大勢の町民の方が参加されているわけですね。例えば、私なんかの記憶では、服部牧場の服部さんとか、若いほうでは萩原さん、女性の方ね、この方たちは日本的なランナーですよ。そういう方がせつかくこの駅伝の中で育ってきたのに、20周年記念事業の中で何も生かされないというのはどういうことなのか、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 実は、町政施行の50周年のときに、このイベントをどうしようかという、ちょうどそれが駅伝の50回の大会に当たりましたので、実はそのときに、服部元選手とか、萩原さんとか、表彰をいたしまして、あわせて50周年の間の写真をたくさん撮って持っておられた方もありまして、その展覧会等を、そのときにいたしましたので。

これは、町民のスポーツのまち宣言の20周年ですので、町政施行、それで50回のときに、50周年をあわせて実施をさせていただいております。

あのときは、表彰の中に入っていたの。

○（岡本委員） これは、駅伝だけじゃないということね。

○（熊坂教育長） はい。

○（岡本委員） わかりました。

- （熊坂教育長） 萩原さんは今回、走ります。
- （岡本委員） 走られるらしいね、何かね。
- （熊坂教育長） 1区を走っていただくということで。あと、補足があったら。
- （大八木スポーツ・文化振興課長） 結構です。
- （三好委員長） よろしいんですか。
八木委員。
- （八木委員） これは非常に建設的じゃない意見ですが、私は今、区長をやっている立場から、この閉会式の終了時間が長くなるというのは、後のスケジュールへ非常に響くんですよ。これはいいんですけど、なるべく早く閉会式ができるように、これは皆さんそう言うと思うんだけど、これは大八木課長にちょっとお話ししておきますけど。
- （三好委員長） 大八木スポーツ・文化振興課長。
- （大八木スポーツ・文化振興課長） 閉会の時間につきましては1時半、これはぜひということでやりますので、それで従来、駅伝が終わってから表彰まで相当時間がありますよね。その間は従来はあいてしまうんですけども、今回はそれを有効に使うということなので、その分、若干ゲストランナーだとか、そういう方を使うために、子どもたちの駅伝が後ろに行っちゃったというようなことで、若干あるんですけども、ぜひともご協力をよろしく願いたいします。
- （三好委員長） よろしいでしょうか。
- （八木委員） はい。
- （三好委員長） ほかにありますでしょうか。よろしいですか。
当日、晴れることを願って、それでいいでしょうかね。
- （熊坂教育長） そうですね、天気が。
- （三好委員長） すばらしい大会になりそうなのに、天気で雲行きが怪しくなるとは困りますので。
担当者は大変ですけども、健康に気をつけて頑張ってください。
- （八木委員） すみません、1つ。
- （三好委員長） 八木委員。
- （八木委員） 欠席される行政区ってどこですか、ちょっと教えてもらいたいんですけど。
- （三好委員長） 大八木スポーツ・文化振興課長。
- （大八木スポーツ・文化振興課長） 下谷・八菅山区、坂本区、桜台団地区、川北区です。

○（八木委員） わかりました、ありがとうございます。

○（三好委員長） ほかによろしいでしょうか。

質疑がありませんので、（１）第54回愛川町一周駅伝競走大会及び町民みなスポーツの町宣言20周年記念行事について質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

（１）第54回愛川町一周駅伝競走大会及び町民みなスポーツの町宣言20周年記念行事については、ご了承を願います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） 以上をもちまして、議事のすべてが終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、12月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。